

# 入札説明書

(令和7年国勢調査における調査区要図の作成業務)

2025年(令和7年)5月

福山市総務局総務部情報管理課

令和7年国勢調査における調査区要図の作成業務に係る入札公告（福山市公告第607号）に基づく一般競争入札の実施については、福山市契約規則（昭和41年規則第13号）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 入札公告日

2025年（令和7年）5月20日（火）

## 2 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

令和7年国勢調査における調査区要図の作成業務

(2) 業務内容

仕様書による

(3) 履行期間

契約締結の日から2025年（令和7年）7月31日（木）まで

## 3 入札参加資格、入札参加資格審査の申請手続、入札参加資格確認の結果通知、入札参加資格の喪失

詳細は、令和7年国勢調査における調査区要図の作成業務に係る入札公告による。

## 4 入札及び開札の日時等

(1) 入札書の提出期限

2025年（令和7年）6月6日（金）午後5時までに必着とする。

(2) 提出方法

持参又は郵送（郵便又は信書便）とする。

入札書の書留郵便等による提出方法の詳細については、「入札書提出の手引」を参照すること。

(3) 提出先

「12 問合せ先」に同じ。

(4) 開札日時

2025年（令和7年）6月9日（月）午前10時

立会いは任意とする。ただし、代表者以外のものが立ち会う場合は委任状（様式10）を提出すること。

(5) 開札場所

福山市東桜町3番5号 福山市役所本庁舎3階 小会議室

(6) 辞退について

入札参加資格の申請を行った者は、入札辞退届（様式8）を2025年（令和7年）6月5日（木）午後5時までに提出することで、入札を辞退することができる。

## 5 入札書の作成方法

(1) 入札書は、様式9によること。また、代理人が入札する場合は、入札書を提出する前に様式2による委任状を提出すること。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の住所及び名前（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の名前）並びに代理人であることの表示及び当該代理人の名前を記載し、入札参加者本人及びその代理人がそれぞれ押印をしておかなければならない。

なお、入札書に押印する当該代理人の印鑑は、委任状に押したものと同一のものでなければならない。

(3) 入札金額の訂正は認めない。

(4) 入札参加者等は、仕様書及び本入札説明書等を十分考慮して入札金額を見積るものとする。仕様書等についての不知又は不明を理由として入札後に異議を申し立てることはできない。

## 6 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者はこれに加わることができない。

(1) 入札参加資格のない者が入札したとき。

(2) 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。

(3) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して入札をしたとき。

(4) 入札者が連合して入札したとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。

(5) 入札書に記名押印がなかったとき。

(6) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

(7) 金額を訂正した入札をしたとき。

(8) 入札が、取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。

(9) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。

(10) 再度の入札をした場合において、その入札が1であるとき。

(11) その他特に指定した事項に違反した入札をしたとき。

## 7 落札者の決定

(1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札事務に関係のない市職員に代理でくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(3) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、落札者は落札金額の100分の5に相当する金額を入札違約金として納めるものとする。

(4) 入札結果の通知

郵便等入札において落札者を決定した場合は、速やかにホームページ等により公開するものとする。

(5) 最低制限価格は設定しない。

## 8 契約書の作成

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、決定通知を受けた日から5日以内に契約書を取りかわすものとする。

- (2) 契約担当職員が契約の相手とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (3) 契約書は2通作成し各自1通を所持するものとする。

## 9 契約条項

別添契約書（案）のとおり

### 10 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加者等は、契約担当職員の求めに応じ、入札参加者等の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加者等又は契約の相手方が本件入札及び契約書の作成に要した費用については、全ての入札参加者等又は契約の相手方の負担とする。

### 11 入札に関する質疑について

- (1) 本件に関して質疑がある場合は、所定の質問書（様式7）により電子メールで提出すること。提出先は「12 問合せ先」のとおり。
- (2) 上記（1）の受付は、2025年（令和7年）5月23日（金）午後5時までとする。
- (3) 質疑に対する回答は、2025年（令和7年）5月26日（月）までに、福山市ホームページに掲載する。

### 12 問合せ先

〒720-8501

福山市東桜町3番5号 福山市役所本庁舎3階

福山市総務局総務部情報管理課

TEL (084) 928-1013（直通）

FAX (084) 926-7510

Eメール [jouhou-kanri@city.fukuyama.hiroshima.jp](mailto:jouhou-kanri@city.fukuyama.hiroshima.jp)

### 13 入札保証金及び契約保証金

免除

### 14 その他

この入札に際しては、本市が定めた「入札条件・入札心得」に従うので、その内容をよく確認すること。